

新型コロナウイルス感染症に係る支援など(5月31日現在)

明記のないものは、受け付け＝平日午前8時30分～午後5時(休所日を除く) ※電話番号などは間違いのないようおかけください

	事業	内容	問い合わせ	
経済	中小企業等事業再構築促進事業(国)	ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の新分野展開・業態転換などを支援	事業再構築補助金事務局コールセンター☎0570(012)088(日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)	
	社会保険労務士による労働相談	解雇・雇止めや、賃金・労働時間などの労働相談(毎週火・土曜日午後1時～4時)(要予約) ※各種給付金・助成金の相談にも応じます	市産業労働課☎内線2227、FAX(50)8419 ※火曜日の予約は市市民相談情報課☎内線2573、FAX(50)8409	
	両立支援等助成金コロナ特例介護離職防止支援コース(国)	感染症への対応として、介護が必要となった労働者に有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金	神奈川労働局雇用環境・均等部企画課☎045(211)7357(平日午前8時30分～午後5時15分)	
	両立支援等助成金新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース(国)	2020年5月7日～23年3月31日に妊娠中の女性労働者に20日以上の有給休暇を取得させた事業主に対する助成金		
	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金(国)	2021年4月1日～23年3月31日に妊娠中の女性労働者に5日以上の有給休暇を取得させた事業主に対する助成金		
	小学校休業等対応助成金・支援金(国)	2022年4月～6月に、臨時休業などで小学校などに通う子どもの世話が必要となった従業員に有給休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業や、業務委託などにより個人で仕事をする方に対する助成金・支援金	雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター☎0120(603)999(午前9時～午後9時)	
	雇用調整助成金・産業雇用安定助成金(国)	雇用維持を図る事業者を対象に休業手当・賃金などの一部を助成 ※詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください		
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(国)	感染症拡大防止措置などの影響により休業を余儀なくされた労働者で、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった場合に支給 ※詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター☎0120(221)276(平日午前8時30分～午後8時、土・日曜日、祝日午前8時30分～午後5時15分)		
生活	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)	2022年1月以降、感染症の影響で世帯全員の収入が住民税非課税相当に減少した世帯に支給	子育て・生活支援給付金担当☎内線3981、FAX(50)8244	
	住居確保給付金	離職や休業などにより経済的に困窮する方に、家賃相当額を支給 ※再支給の申請は8月31日(水)まで	市地域共生社会推進室バックアップふじさわ☎内線3253、FAX(50)8415	
	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える生活課題などの相談・自立に向けた支援、感染症の影響に伴う生活相談		
	緊急小口資金・総合支援資金	生活資金にお困りの方に、生活費を無利子で貸し付け(初回申請者のみ) ※申請は8月31日(水)まで	藤沢市社会福祉協議会☎(50)3525	
	生活困窮者自立支援金	緊急小口資金・総合支援資金の再貸付が終了した世帯などを対象に、就労などによる自立を図るための支援金を支給 ※申請は8月31日(水)まで	市地域共生社会推進室☎内線3351、FAX(50)8415	
	傷病手当金	感染するなどして無給や減給になった方で、一定の要件を満たす方に支給 ※右記以外の被保険者は、各健康保険の保険者へお問い合わせください	国民健康保険	市保険年金課☎内線3211、FAX(50)8413
			後期高齢者医療制度	神奈川県後期高齢者医療広域連合☎0570(001)120(平日午前8時30分～午後5時15分)
	国民健康保険料	保険料の減免、納付の猶予	市保険年金課☎内線3212、FAX(50)8413	
	国民年金保険料	国民年金保険料の免除、納付の猶予	市保険年金課☎内線3214、FAX(50)8413	
	介護保険料	65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の減免、納付の猶予	市介護保険課☎内線3137、FAX(50)8443	
	市税	納税の猶予	市納税課☎内線2323、FAX(50)8445	
		法人市民税・市たばこ税・入湯税・事業所税の申告期限の延長	市税制課☎内線2311、FAX(50)8405	
上下水道料金	支払いの猶予	県企業庁藤沢水道営業所☎(27)1211、FAX(25)2079		
コロナの影響によるこころの相談	気分が落ち込んだり、不安感やストレスを抱えている方または家族、医療関係者・介護施設関係者などの相談	市保健予防課☎(20)5233、FAX(28)2121、✉fj-hokenyobo@city.fujisawa.lg.jp		

外国の方向けの相談(スペイン語・ポルトガル語)…市市民相談情報課外国人相談室☎内線2578、FAX(50)8409

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ…市地域医療推進課コロナ対策総務担当☎内線7133、FAX(28)2020